

海老名市防災協力農地制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、避難空間及び災害復旧用資材置場として活用できる農地をあらかじめ登録することにより災害時における市民等の安全及び復旧活動の円滑化を確保するとともに、農地の防災空間としての多面的役割について市民の理解を深めることにより農地の保全と都市農業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもので、海老名市地域防災計画により災害対策本部が設置された災害をいう。
- （2） 防災協力農地 災害時に避難空間及び災害復旧用資材置場として使用するための農地をいう。
- （3） 避難空間 災害による被害を受け、又は受けるおそれのある市民等が一時的に避難する場所をいう。
- （4） 災害復旧用資材置場 農地の原型復旧に支障とならない範囲において、災害復旧に必要な資材の仮置き等をする場所をいう。

（登録対象農地）

第3条 防災協力農地の登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、水田、傾斜地等を除く。

- （1） 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定による生産緑地地区内の農地（以下「生産緑地」という。）
- （2） おおむね300平方メートル以上の一団の農地

（登録の申請）

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、防災協力農地登録申請書（第1号様式）により、市長に申請す

るものとする。

2 賃借権等の権利が設定されている農地の所有者は、前項の規定による申請をするときは、必要に応じて当該賃借権等の権利者の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請のあった農地が防災協力農地として適当であると認めたときは、当該農地を防災協力農地登録基本台帳（第2号様式）に登録するものとする。

（登録証等の交付）

第5条 市長は、前条第3項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、申請者に防災協力農地登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

（登録の取消し）

第6条 前条の登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、防災協力農地の登録を取り消そうとするときは、防災協力農地登録取消届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、防災協力農地が第3条各号に該当しなくなった場合又は防災協力農地として適当でないと認めた場合は、当該防災協力農地の登録を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により防災協力農地の登録を取り消したときは、登録者に防災協力農地抹消通知（第5号様式）により通知する。

（登録の期間及び更新）

第7条 防災協力農地の登録期間は、第4条第3項の規定により登録された日から2年を経過した日以後最初の3月31日までとする。

2 第1項に規定する期間満了時までに登録者から登録の更新をしない旨の意思表示がないときは、さらに3年間登録を更新するものとし、以後も同様とする。

3 前項に規定する登録の更新に際しては、市長は、更新の都度登録者に登録証を交付する。

（災害時の使用）

第8条 市長は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、防災協力農地を避難空間又は災害復旧用資材置場として使用する。

2 市長は、第1項の規定により、防災協力農地を避難空間として8日間以上使用する場合又は災害復旧用資材置場として使用する場合は、登録者にその使用について文書で通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭等により通知することができる。

(使用期間)

第9条 前条第1項の規定により防災協力農地を使用する期間は、原則として2年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、登録者の同意を得て、これを延長することができる。

(補償及び土地使用料)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により防災協力農地を使用したときは、登録者に対し、別表に定める補償料及び土地使用料を支払うものとする。

(原状回復)

第11条 市長は、第8条第1項の規定による防災協力農地の使用が終了したときは、速やかに防災協力農地を使用前の状態に回復し、所有者に返還する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防災協力農地制度について必要な事項は、市長が防災協力農地登録者と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

《平成27年4月1日・制定》

《平成31年4月1日・一部改正》

《令和6年2月1日・一部改正》

別表（第10条関係）

1 防災協力農地を7日間以内避難空間として使用する場合

使用の区分	補 償 料
耕 作 地 不 耕 作 地	災害時の使用状況及び立毛状況を、市長が現地調査し、次のいずれかの額を補償する。 （1） 立毛の粗収入見込み額。ただし、立毛に市場による価値があるときは、その処分価格を控除した額 （2） 農作物を作付けするために投下した種苗及び肥料等の費用

2 防災協力農地を避難空間として8日間以上使用する場合又は災害復旧用資材置場として使用する場合

使用の区分	土 地 使 用 料	補償料
耕 作 地	当該土地の固定資産税及び都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額	前項に規定する立毛補償額
不 耕 作 地	当該土地の固定資産税及び都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額	なし

備考 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数を1月として計算する。